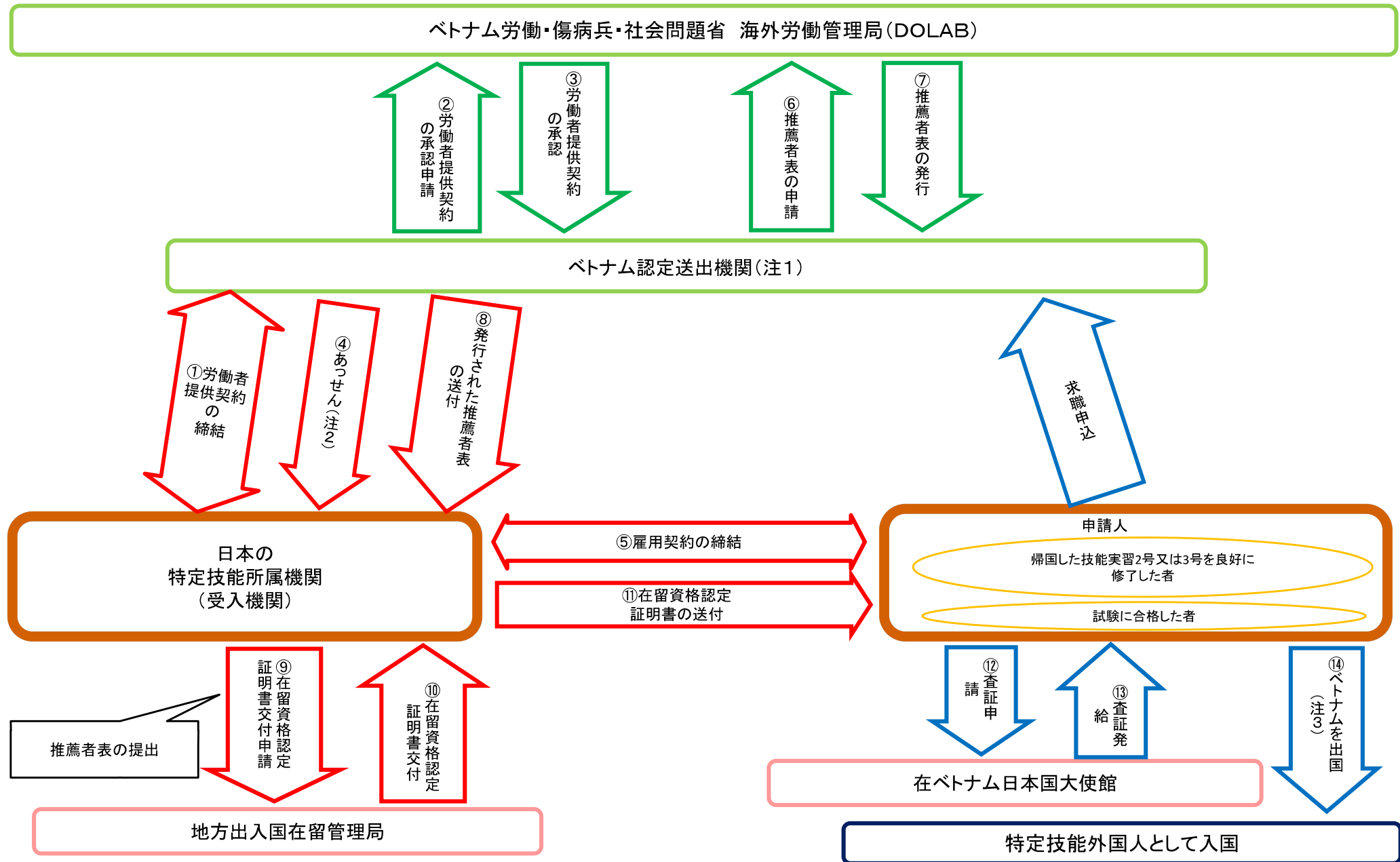


ベトナム特定技能外国人に係る手続の流れについて

○ ベトナムから送出機関を通じて新たに受け入れる場合



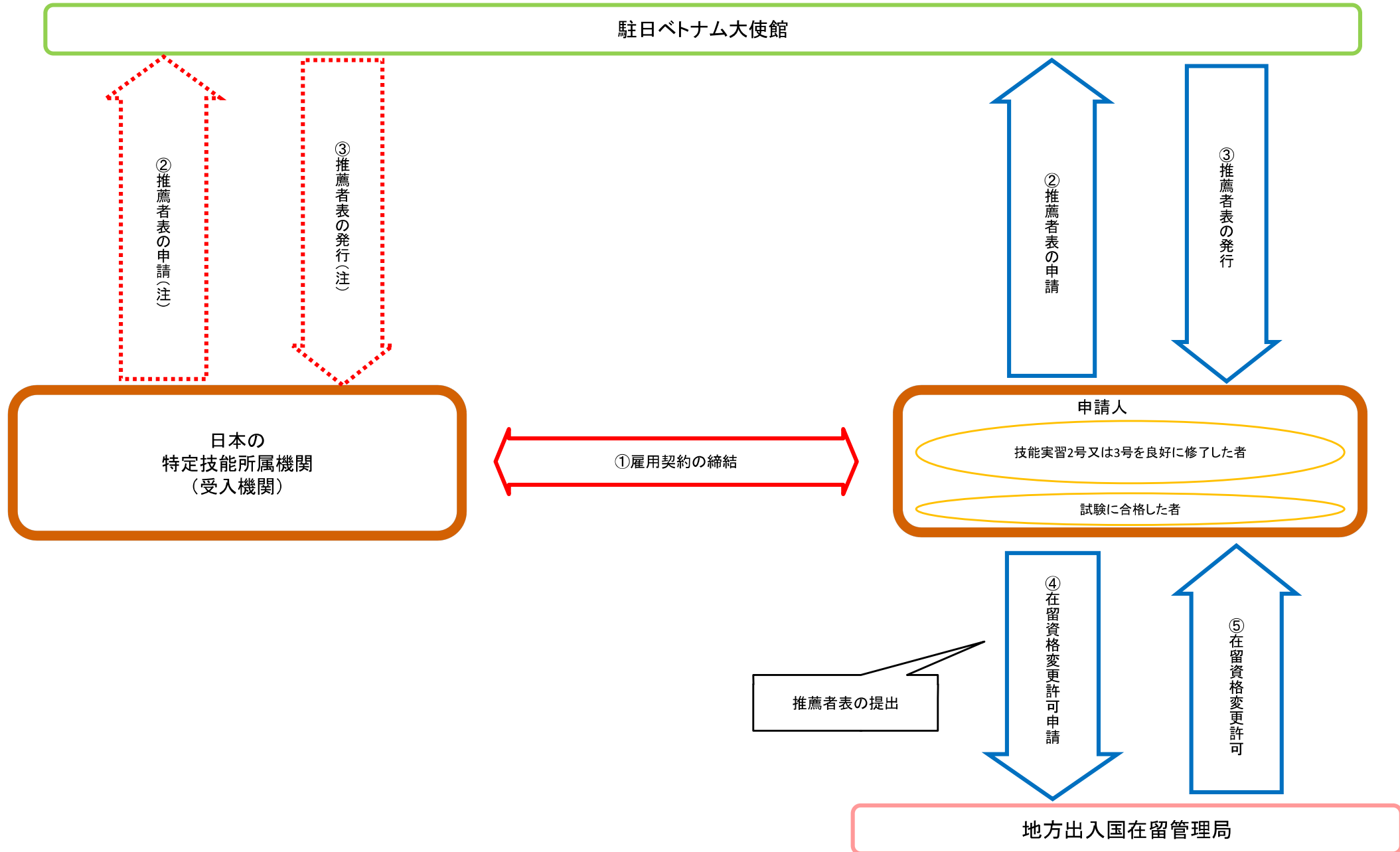
(注1) ベトナム側は、基本的に認定送出機関の利用を求めているとのことです。

(注2) 認定送出機関による求職者の人選を行う行為はあっせんに当たるため、仮にこのような行為を行う場合には、日本国内の職業紹介事業者としての許可を得る必要があります。
職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

(注3) ベトナム側では、出国の少なくとも5日前までに送出機関と申請人との間で、労働者海外派遣契約を締結することを求めているとのことです。

ベトナム特定技能外国人に係る手続の流れについて

○ 日本に在留する方を受け入れる場合



(注) ベトナム側によれば、推薦者表の申請は、申請人本人のほか、特定技能所属機関、職業紹介事業者及び登録支援機関が行うことも可能とのことです。